



子育て世帯への10万円相当給付金 年内一括現金給付

南河内郡河南町は、令和3年11月19日に閣議決定した「子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付」を全額現金で12月27日に一括給付します。

なお、年内に給付する対象者は、児童手当の受給者です。

■ 概要

南河内郡河南町は、国が令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込んだ「子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付」を、全額現金で給付することを決定しました。

国の予定は、令和3年中に5万円の現金給付、令和4年春頃に5万円相当のクーポン給付とされていましたが、年内に一括現金給付も容認されたことを受けて、河南町では、子育てに係る商品やサービスに利用できる店舗等が少ないことや迅速な給付、事務費削減の観点から、令和3年12月27日に10万円を現金で一括給付します。

■ 給付スケジュール

令和3年10月支給時の児童手当の受給者の方

・現金10万円:令和3年12月27日給付

※高校生相当児童を養育する方及び公務員は、令和4年1月以降に申請受付を開始します。なお、新生児を養育する方へは、児童手当の申請内容を審査後、順次速やかに給付します。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 教・育部 こども1ばん課

☎0721-93-2500 FAX:0721-93-7560

担当者:田中、藪本 メールアドレス:kodomo@town.kanan.osaka.jp